

令和7年12月22日

長野市教育委員会

教員の懲戒処分について

本日、道路交通法違反（酒気帯び運転）で起訴され、罰金50万円の略式命令を受けた教員に対して、下記のとおり懲戒処分を行いました。

このことは、生徒を指導し模範的立場にあるべき教員公務員としてあるまじき行為であり、在校生、保護者及び市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

当該教員に対しましては、地方公務員法の規定により、下記のとおり厳正に懲戒処分を行うとともに、管理監督職員に対しても監督、指導上の措置を行いました。

今後、このようなことがないよう全職員に徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

1 被処分職員

長野市立長野高等学校 教諭 佐藤 充 53歳 男性

2 処分事案の概要

令和7年6月15日、私用の外出先で飲酒し、駐車場に駐車した自家用車内で約1時間休憩後、自家用車を運転し、公道上で物損事故を起こした。

その後の事情聴取を経て、道路交通法違反（酒気帯び運転）で起訴され、同年11月10日に長野簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けたもの

3 処分内容

免職（処分事由：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

4 処分年月日

令和7年12月22日

5 管理監督職員への処分・措置

管理監督責任を事由に、校長に訓告を行いました。

(担当) 教育委員会事務局総務課
電話 026-224-8546 (直通)